

○経済産業省令第九十七号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第四条第一項の規定に基づき、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣 西村 康稔

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令
（小規模事業用電気工作物に係る届出）

第一条 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第一項の小規模事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、再生可能エネルギー電気の利用の促進

に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第九条第四項の認定（同法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。）に係るもの以外の改正法附則第四条第一項に規定する小規模事業用電気工作物とする。

第二条 改正法附則第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式の小規模事業用電気工作物既設置届出書を提出しなければならない。

附 則

この省令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

別記様式 (第2条関係)

小規模事業用電気工作物設置届出書

殿

年 月 日

住 所
氏 名 (氏名又は名称及び代表者の氏名)
連絡先 (電話番号、メールアドレスその他の
連絡先)

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

小規模事業用電気工作物の名称	
小規模事業用電気工作物の設置の場所	
小規模事業用電気工作物の種類	
小規模事業用電気工作物の出力	
保安監督担当者の氏名又は名称 (※)	
保安監督担当者の住所 (※)	
保安監督担当者の電話番号 (※)	
保安監督担当者のメールアドレス (※)	
点検頻度	

(※) 保安の監督に係る業務を委託して行う場合は、その委託先の情報を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。